HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近世ハンガリー王国における「信教の自由」：1608年法令第1条の解釈をめぐって
Author(s)	飯尾, 唯紀
Citation	スラヴ研究, 48, 95-112
Issue Date	2001
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38971
Type	departmental bulletin paper
File Information	48-004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

近世ハンガリー王国における「信教の自由」
―1608年法令第1条の解釈をめぐって―

飯　尾　唯　紀

はじめに

宗教改革による諸宗派の形成[1]とそれに対する国家や地域社会の対応は、各地の政治状況や国制・社会構造に規定され、多様な形をとった。ヨーロッパの東部地域に限ってみても、そのあり方は一様でない。この地域には、共通した社会的条件として身分制的に編成された貴族社会の強力さを指摘できるものの、王権と諸身分との関係や宗教改革以前の宗教状況などが異なっていたため、宗派形成への対応や宗派の国家・社会への影響は地域内でも異なっていた[2]。

本稿では、17世紀初頭のハンガリー王国を対象に、宗派形成に対する議会レベルでの対応の問題を扱う[3]。ハンガリー王国は1526年以来、カトリックを奉ずるハプスブルク家の支配下にあったため、この問題は新教諸派の「信教の自由」の法制化をめぐる問題として現れた。「信教の自由」の法制化のあり方を問うことは、宗派形成に伴う諸問題に直面した国王と諸身分がいかなる政治的秩序を模索したかを問うことであり、そこには、諸身分が地域社会のレベルでいかなる秩序を前提としていたのか、あるいはいかなる秩序を作り出そうと

1　本稿では、Zeedenに従い、宗教改革によって分裂した信仰がそれぞれの教義·制度·宗教的倫理的生活様式を確立する過程を宗派形成Konfessionsbildungと呼ぶ。Ernst Walter Zeeden, *Konfessionsbildung: Studien zur Reformation, Gegenreformation und katholischen Reform* (Stuttgart, 1985), p.69. 近世ハンガリー王国において、このような意味で宗派形成が見られたのは、福音派evangélikus（いわゆるルター派lutheránus）と改革派református（いわゆるカルヴァン派kálvinista）のみであった。本稿では、これらをまとめて新教諸派とよぶ。以下に、ハンガリー宗教改革史の概説書として代表的なものを挙げておく。Bucsay, Mihály, *Der Protestantismus in Ungarn 1521-1978: Ungarns Reformationskirchen in Geschichte und Gegenward.1. Im Zeitalter der Reformation, Gegenreformation und Katholischen Reform* (Wien-Köln-Graz, 1972); Zoványi, Jenő, *A reformáció Magyarországon 1565-ig*［ハンガリーにおける宗教改革 1565年まで］(Budapest, 1922, rep. 1986); Idem, *A magyarországi protestantizmus 1565-től 1600-ig*［ハンガリーのプロテスタンティズム 1565年から1600年まで］(Budapest, 1977)がある。宗派別では、福音派についての概括的な研究はまだないが、改革派については次の諸研究がある。Révész, Imre, *Magyar református egyháztörténet. 1. 1520 tájától 1608-ig*［ハンガリー改革派教会の歴史．第1巻 1520年ごろから1608年まで］(Debrecen, 1938); Biró, Sándor and Szilágyi, István, eds., *A magyar református egyház története*［ハンガリー改革派教会の歴史］(Sárospatak, 1949, rep.1995).

2　ドイツの「宗派化Konfessionalisierung」論を応用し、宗派形成が東中欧地域の政治・社会へ及ぼした影響を論じた研究に、Joachim Bahlcke and Arno Strohmeyer, eds., *Konfessionalisierung in Ostmitteleuropa: Wirkungen des religiösen Wandels im 16.und 17.Jahrhundert in Staat, Gesellschaft und Kultur* (Stuttgart, 1999)がある。

3　議会における宗教問題の審議を扱った先駆的研究にZsilinszky, Mihály, *A magyar országgyűlések vallásügy tárgyalásai a reformatiótól kezdve. 1. A reformatiótól a bécsi békéig. 1523-1608* (Budapest, 1881), *2. A bécs kötéstől a linczi békekötéséig 1608-1647*［宗教改革以後のハンガリー議会における宗教問題の審議．第1巻 宗教改革からウィーン和約まで1523年-1608年，第2巻 ウィーン和約締結からリンツ和約締結まで1608年-1647年］(Budapest, 1891)がある。

していたかを明らかにする手がかりがある。以下、この問題設定にかかわる論点を具体的に述べてみたい。

近世のハンガリー王国については、大貴族主導の二元主義的国制（rendi dualizmus）とその社会経済的背景としての「再版農奴制」（második jobbágyság）に基づく大所領経営が注目されてきた。ハンガリー王国では、13世紀以来身分制的国制が発展し、とりわけ15世紀末のヤギェウォ朝の下で諸身分の勢力が著しく伸張した。1526年以後ハンガリー王国はハプスブルク家の国王を戴くことになるが、他のハプスブルク家治下の諸国家、諸領邦に比べ、諸身分は王権の介入を最小限にとどめることに成功した。国王は行政・軍事・財政に関する独自の政策決定機関を作って集権化を試みたが、そうした試みは悉く諸身分の抵抗にあい、成果を収めることがなかった。このため、行政や軍事など国制の根幹にかかわる分野で国王と諸身分が権限を分有する体制は16・17世紀を通じて維持された(4)。

こうしたハンガリー諸身分、特にその指導的地位にあった大貴族の強力さを支えた基盤として、既に述べたように「再版農奴制」に基づく大所領経営の存在が指摘される。ハンガリー王国では1514年に農奴の移転禁止が法制化され、貴族が農奴の移転や賦役の問題の決定権を握る体制が整っていった。1608年の法令は農奴移転問題についての決定を「貴族の県」(5)にゆだね、結果的に国王は農奴の問題に介入できないことになった。以後17世紀を通じて、西部の大貴族所領を中心に農奴の賦役を利用した農場経営が展開する(6)。こうして、ハプスブルク家支配下のハンガリー王国の16・17世紀は、貴族が国王及び農奴の双方に対して自らの地位を強化した時代と位置づけられてきたのである。

16・17世紀における「信教の自由」は、こうした文脈の中に位置付けられてきた。「信教の自由」は、なによりもまず、カトリックの守護者であったハプスブルク王家に対するハンガリー諸身分の抵抗のイデオロギーであり、諸身分の身分的特権の根幹を成すものであったと理解された(7)。一方、このように「信教の自由」の身分的特権としての側面に注目するとき、議会に身分として代表を持たない社会層の位置づけが問題となる。そうした社会層の中心をなすのが、市場町や村落に住む農奴であった。こうした観点から、各研究者の関心は、

4　Wittman, Tibor, *Az osztrák Habsburg hatalom válságos éveinek történetéhez 1608-1618*［オーストリア・ハプスブルク権力危機の諸年の歴史1608年-1618年］(Szeged, 1959); Benda, Kálmán, "Habsburg-politika és rendi ellenállás a 17. század elején［17世紀初頭におけるハプスブルク家の政治と諸身分の抵抗］," *Történelmi Szemle* 13 (1970), pp.404-427; Idem, *Habsburg abszolutizmus és rendi ellenállás a 16-17. században*［16-17世紀におけるハプスブルク絶対主義と身分的抵抗］(Budapest, 1975).

5　nemesi vármegyeの訳語。「県の集会」と「県の法廷」からなる貴族の自治的地方行政組織であり、租税徴収や条例制定などを行った。地方貴族の特権を維持するための機関という性格が強かったが、議会に代表者を派遣し、議決を各地に通達する国政への窓口としても機能した。Degré, Alajos, "Megyei közgyűlések a 16-17. századi török háborúk korában［16・17世紀のトルコ戦争期の県の集会］," in Bónis, György and Degré, Alajos, eds., *Tanulmányok a magyar helyi önkormányzat múltjából*［ハンガリーの地方自治史研究］(Budapest, 1971), pp.35-52.

6　Varga, János, *Jobbágyrendszer a magyarországi feudalizmus kései századaiban 1556-1767*［ハンガリーの後期封建制の諸世紀における農奴制1556年-1767年］(Budapest, 1969); 南塚信吾「中・東欧における『農場領主制』の成立過程ー研究史的覚え書きー」『東欧経済史研究序説』多賀出版、1985年、230-253頁。

7　Benda, Kálmán, "A kálvini tanok hatása a magyar rendi ellenállás ideológiájára［ハンガリーの身分的抵抗のイデオロギーに対するカルヴァンの教説の影響］," *Helikon* 17 (1971), pp.321-329; Makkai, László, "Nemesi köztársaság és kálvinista teokrácia a 16. századi Lengyelországban és Magyarországon［16世紀のポーランドとハンガリーにおける貴族の共和国とカルヴァン派のテオクラシー］", *A Ráday Gyűjtemény Évkönyve* 3 (1983), pp.17-29.

市場町や村落に居住する農奴に法制上「信教の自由」が認められていたか否か、仮に法令がそれを認めていたとして現実にはどうであったのか、という点に集中してきた[8]。しかし、結論を先取りしていえば、政治的・社会的秩序にかかわる問題である「信教の自由」は、農奴身分に自由があったか否かという議論によっては、正確に捉えることはできないと筆者は考える。そうした問題設定では、「信教の自由」の問題が領主・農奴関係の問題へと限定されてしまうからである。しかし、法令制定に携わった者たちは、宗教をめぐる秩序のあり方を模索していたのであり、その際に問題となったのは、領主に対する個々の農奴の権利ではなく、教区を形成し、秩序形成の一端を担った市場町や村落の権利であったと考えられる。

このような観点から研究を進める手がかりとして、本稿では、ハンガリー王国で初めて「信教の自由」を定めた1608年法令第1条[9]を取り上げ、この法令をめぐるこれまでの各研究者の見解を史料にあたりつつ批判的に検討する。「信教の自由」をめぐる従来の議論は、この法令をめぐって最も特徴的な形で行われたからである。この批判的検討が本稿の主たる課題である。以下、第一節で法令制定の背景と法令の内容を概観したあと、第二節でこれまでの研究者の見解を検討する。次いで、第三節で筆者独自の解釈を提示し、今後の研究にどのような視点が必要かを展望する。

第一節　1608年法令の制定

（1）新教諸派の形成とその法的地位

1541年9月、ハンガリー王国の首都ブダを占拠したスレイマン1世はハンガリー中央部にオスマン朝の行政組織ヴィラーエトを設置した。これ以後、かつてのハンガリー王国はオスマン朝直轄支配地域、オスマン朝宗主権下のトランシルヴァニア公国、ハプスブルク家支配下のハンガリー王国という3つの政治単位に分裂する。16世紀の後半は、絶えず続けられる戦闘状態の中で、これらの政治単位が新たな政治体制を模索しなければならなくなった時期であった。このような政治的混乱の中、1540年代から各地で宗教改革運動が本格化する。

ハンガリー王国で宗教改革思想が現れるのは1510年代である。しかし、その影響は宮廷内の一部の廷臣や人文主義者、さらにはドイツ系住民の多い北部・東部の諸都市に限られていた[10]。これに対して、1540年代から始まる動きは大貴族をはじめ中小貴族、都市や市場町、村落の住民にいたる幅広い社会層を巻き込んだものとなった。ハプスブルク家の支配下に入ったハンガリー王国でも16世紀を通じて住民の改宗が進行し、17世紀初頭の時点では、全人口の9割以上が新教諸派の信仰を奉ずるようになったと考えられている[11]。こうした宗教改革運動の中から、カトリックとは異なる独自の教会組織と統一的な教義及び礼拝様式を

8　各研究者の「村落」の問題に関する見解の相違については、第二節を参照。

9　本稿では法令のテキストとしてMárkus, Dezső, ed., *Corpus Juris Hungarici: Magyar törvénytár*［ハンガリー法令集］（以下 *Corp. Jur.* と略記）*1608-1657* (Budapest, 1900), pp.6-43. を用いる。

10　Zoványi, Jenő, *A reformáció Magyarországon*, pp.18-67.

11　16・17世紀ハンガリーにおける住民の宗派分布を明らかにすることは困難であるが、17世紀初頭までに新教諸派が圧倒的多数を構成したことは様々な史料から確認される。当時の教皇への覚書（執筆者は不明）によれば、ハンガリー王国以外にトランシルヴァニア公国、クロアチア、スラヴォニアを含めても、カトリックの聖職者、修道士はせいぜい300人程度であり、住民の比率では非カトリック教徒対カトリック教徒は1000対1であったとされている。Károlyi, Árpád, ed., *Magyar országgyűlési emlékek*［ハンガリー議会

備えた宗派が現れてくる(12)。この時期、ハンガリー王国では２つの宗派、すなわち福音派と改革派が形成されている。福音派はドイツ系住民の多い北部の王国自由都市や鉱山都市、西部の大貴族の所領に広まっており、これらの地域では「アウクスブルク信仰告白」に同意した４つの教会管区が形成された。一方、改革派はそれ以外の地域のほぼ全域に広がった。改革派は主として中小貴族や市場町の住民に支持され、特に北東部において圧倒的な多数派となった。改革派は「ヘルヴェティア信仰告白」などを共通の信仰告白とし、北東部から西部にかけて５つの教会管区を形成した(13)。ただし、ハンガリー王国ではカトリックの教会制度も残存していた。16世紀の末にカトリック教会が実際に司牧活動に携わっていたのは西部・北西部の一部地域のみであったが、その他の地域でも名目的にではあれ司教職は存続していた。これに対して、福音派や改革派は法制上認められた存在ではなかったため、新教諸派の聖職者は裁判や教会税の面でカトリックの司教の管轄下におかれていた(14)。

このように、新教諸派は独自の教会制度をもち、住民の大部分の支持を得るようになったが、ハプスブルク家支配下のハンガリー王国では、16 世紀を通じて新教諸派が法的に承認されることはなかった。ハンガリー王国では、1523 年に福音派を禁止する最初の法令が制定されている(15)。法令は「ルター派 lutheranus」とその保護者を「異端 haereticus」として死罪に処し、財産を没収するという厳しいものとなっている。同様の法令は 1525 年にも定められており、そこでも聖職者か俗人かを問わず異端者が発見されたら火刑に処すべしとする規定が見られる(16)。1540 年代には、恐らくは議会内部に福音派の諸身分が一定の数を占めるようになった結果として(17)、福音派を名指しした法令は見られなくなる。しかし、これらの法令が廃止されるには至らなかった。

一方、改革派についての最初の規定は 1548 年に現れている(18)。そこでは、以前の宗教的

記録］（以下 *MOE* と略記）, vol.11 (Budapest, 1899), pp.230- 231. 無論、こうした数値には誇張も含まれていると考えねばならない。しかし、新教諸派が数的に優位にあったことは次のような角度からも検証されている。K.Péter は修道院数の変化から、1570 年代のカトリック教徒と聖職者の数を算定した。これによると、カトリックは 300 から 350 の教区に 15000 から 20000 人程の信徒を残すのみとなっており、修道士と聖職者は合計 500 人程度であった。Péter, Katalin, “A reformáció és a művelődés a 16. században［16 世紀における宗教改革と文化］,” in R.Várkonyi, Ágnes, ed., *Magyarország története 1526-1686*［ハンガリー史 1526 年 -1686 年］, pp.506-509.

12　各宗派の制度的確立については不明な点が多い。教会史家のミクローシュは、16世紀初頭までにカトリック司教区内の司教補佐管区 archidiaconatus や主席司祭管区 decanatus の枠中で形成されていた中・下級聖職者の兄弟団 fraternitas が各宗派の主任牧師区の前身となったとする仮説を提示しており、現在のところこの説が最も有力であると思われる。Miklós, Ödön, *A magyar protestáns egyházalkotmány kialakulása a reformáció századában*［宗教改革の世紀におけるハンガリーのプロテスタント教会制度の形成］(Pápa, 1942).

13　教会管区とは egyházkerület の訳語。カトリックの司教区に相当する広さを持ったが、領域的には司教区と教会管区が一対一で対応していたわけではない。教会管区は、さらにそれぞれ 4 から 12 の主任牧師管区 esperesség に分かれていた。それぞれの教会管区はつぎのとおり。Bánya 管区、Biccse 管区、Rába 管区、王国自由都市管区（以上福音派）、ティサ右岸管区、ティサ左岸管区、Samarja 管区、ドナウ右岸管区、ドナウ流域管区（一部のみ）（以上改革派）。Benda, Kálmán, “A királyi Magyarország tiszti címtára 1607-1608［ハンガリー王国の官職名簿 1607 年 -1608 年］,” *Levéltári közlemények* 43/2 (1972), pp.319-322.

14　*Ibid*., pp.312-318.

15　1523 年法令第 54 条。*Corp.Jur.* 1000-1526, pp.824-825.

16　1525 年法令第 4 条。*Corp.Jur.* 1000-1526, pp.828-831.

17　この時期に議会に参加していた諸身分の宗派別の内訳は不明である。が、1550年代にはすでに下院において新教諸派の者が多数派となっていたことが知られている。Révész, Imre, *Magyar református egyháztörténet,* pp.327-331.

18　1548 年法令第 5 条、同第 11 条。*Corp.Jur.* 1526-1608, pp.222-225, 226-227.

状況を立て直すために「異端」を撲滅すること、「再洗礼派 anabaptista」と並んで「サクラメント派 sacramentarius」（すなわち改革派）をも王国内のあらゆる所から追放すべきことが定められている。この 1548 年法令は、以後 1550 年（第 12 条、第 16 条）、1552 年（第 7 条）、1554 年（第 7 条）1556 年（第 25 条、第 26 条）1563 年（第 31 条）に繰り返し確認されている[19]。

以上のように、現実の新教諸派の勢力拡大と組織としての確立にもかかわらず、16 世紀を通じて新教諸派は違法な存在にとどまった。しかしながら、エステルゴム大司教オラーフ・ミクローシュによる強硬な対抗宗教改革の試みが一時的に見られたものの[20]、フェルディナント（在位 1526-1564）とマクシミリアン（在位 1564-1572）の統治期には国王が実際に福音派と改革派を大規模に弾圧することはなかった。

（2）1608 年法令の制定

1572 年にルドルフ（在位 1572-1608）が国王として即位すると、こうした状況が一転した。国王側からは軍事力を用いた強硬な弾圧政策が開始され、これに抗議した諸身分が「信教の自由」を要求して蜂起した。その後、和平条約及び和約の議会立法化により「信教の自由」が法制化された。以下ではこの法制化までの経緯を簡単にたどっておく。

1591 年にオスマン朝との戦争が再開され、国内に国王直属の軍隊が駐屯するようになると、軍事力を背景とした新教諸派の弾圧がはじまった。こうしたルドルフの政策は、彼が強硬に進めようとした所領回収政策と相俟って貴族と都市の不満を募らせた。

1604 年 1 月 6 日、北部ハンガリー総司令官ジャコモ・バルビアーノは、国王の指令により配下のワロン人傭兵とともに北西部最大の都市カッシャ[21]に入り、市の中心に位置する聖エルジェーベト教会を占拠した。同年3月にポジョニュ市で開かれた王国議会では、この事件に対して開会直後に抗議の文書が提出された。国王の代理として出席していたルドルフの弟、オーストリア大公マティアスが宗教問題の解決を国王に働きかけることを約束したため、議会は租税と軍役についての審議のみを行い、散会した。

福音派の北部諸都市への介入を企てていた国王は、予期される議会の抗議を封じるため、先の議会決定を尚書局で法文としてまとめる際に一つの条文を法令の末尾に追加させ、公布した。ここで追加された 1604 年法令第 22 条[22]は次のようなものであった。まず、先の議会で「多数派と称する者たち」が「彼らの宗教への侵害、教会堂と財産の剥奪、司祭と説教師の追放について」不平を述べたてた文書を提出したことを確認し、国王はこうした不平を言い立てられるような行為を行った記憶はないとした。さらに、そうした認識にたって、国王の明確な意図が決定として述べられた。すなわち、国王はこれまでのハンガリー王の例に倣ってカトリックの繁栄と「誤った教え」の根絶に努めること、これまでハンガリー王によ

19 *Corp.Jur.* 1526-1608, pp.262-263, 264-265, 308-309, 366-367, 406-407, 498-499.

20 Zoványi, Jenő, *A reformáció Magyarországon,* pp.454-485.

21 現在のスロヴァキア領コシツェ。以下本稿では、当時ハンガリー王国の領域を構成した地域の地名についてハンガリー語表記を用いる。

22 *Corp.Jur.* 1526-1608, pp.955-957. 22 条の制定背景については次の研究も参照した。Károlyi, Árpád, "A húszonkettedik articulus［第 22 条］," in Idem, *Néhány történelmi tanulmány*［歴史論集］(Budapest, 1930), pp.154-226.

り決定された全ての法令と勅令が今後も有効であること、今後議会で宗教問題を持ち出す者は即座に罰せられること、である。

北部の諸都市とこれを支持した貴族たちは、こうした国王の対応に抗議し、バルビアーノの攻撃に抵抗していた東部の大貴族、ボチカイを指導者に立てて蜂起した。いわゆるボチカイ解放戦争の開始である(23)。ボチカイの軍事的成功と戦線の拡大に直面し、ルドルフは1605年末には和平を模索し始めた。カッシャ及びウィーンにおける数度にわたる交渉の末、1606年6月に和約草案が成立し、ボチカイとルドルフにより調印された（ウィーン和約）(24)。その冒頭第1条（以下『和約』と表記）で「信教の自由」が謳われたのである。その後、ルドルフはチェコやモラヴィア、ハンガリーの諸身分と結んだ弟のマティアスの威嚇により退位を余儀なくされる。ルドルフの退位後、1608年11月にポジョニュ市において、オーストリア大公マティアスがハンガリー王マーチャーシュ2世として戴冠した。同市で開催された王国議会は2度に分けて要求書を提出し、これをもとに「戴冠前法令」（全23条）と「戴冠後法令」（全27条）が制定された。あわせて50条からなる1608年法令(25)は、以後約1世紀間の国制の基本的枠組みを定めたものと位置づけられている(26)。「信教の自由」は「戴冠前法令」の第1条（以下『法令』と表記）で定められた。

（3）『和約』と『法令』の内容

『法令』は内容から見て明らかに『和約』をもとに作成されたものだが、そこには一見して明らかな相違点が存在する。以下、この2つの条文を比較しつつ内容を確認する。

・『和約』の条文

第1条　宗教問題について

この問題に関しては現在通常の諸決定や1604年法令の最後の条項（この条項は議会の外で王国住民の同意なしに付加され、それゆえに削除されるー以上原文中の補足説明）が効力を持たなくなっているので、次のごとく決定した。王国住民が返書において応答したところの神聖なる皇帝にして国王陛下の先の決定にしたがい、(国王陛下は)(27)ハンガリー王国内に居住する全てのそして個々の諸身分を、すなわちマグナートと平貴族、ならびに自由都市と王冠に直属する特権を与えられた市場町を、さらにはハンガリー王国の国境守備地にいるハンガリーの兵士を、彼らの宗教と宗派においてどこにおいても決して傷つけることはない。また（それらが）他の者によって傷つけられ妨害されることも許さない。そうではなくむしろ上記の諸身分には自らの礼拝の自由な利用と実施が許さ

23　ボチカイ解放戦争は、東部の大貴族ボチカイとバルビアーノのアルモジュドの戦い（1604年10月）に始まり、都市や貴族の支持をも得て国王に対する大規模な蜂起に発展した。ボチカイ解放戦争の具体的な経過は、Nagy, László, *Bocskai István a hadak élén*［軍を率いるボチカイ・イシュトヴァーン］(Budapest,1981)に詳しい。

24　和約の原文は5通確認されており、それぞれにわずかながら相違が存在する。本稿では、これらの相違を明記したRoderich Gooss, ed., *Österreichische Staatsverträge: Fürstentum Siebenbürgen 1526-1690* (Wien, 1911. rep. Nendeln, 1970), pp.341-353. を利用した。なお、和約は *MOE*, vol.12, pp.511-524（ハンガリー国立文書館所蔵史料を利用）および *Corp.Jur.* 1526-1608, pp.960-961（典拠不明）にも収められている。後者には恐らくは編者の手になる段落割りが見られる。

25　註9を参照。

26　Benda, “Habsburg-politika,” p. 427.

27　以下史料引用中の括弧内は、ことわりがない場合全て本稿筆者の言い換えないし補足である。

れる。しかし、（その礼拝は）ローマ・カトリックの宗教への侵害なく（行われなければならず）、ローマ・カトリックの司祭、教会堂、教会会衆は手をつけられずに自由に残される。またこの混乱した時代に双方が占拠したものは、もとの所有者に返還される[28]。

・『法令』の条文

第１条　宗教問題について

高貴なるハンガリー王国の諸身分はウィーン決議（すなわちウィーン和約）の第１条に関して、これと照らしつつ次のように決定した。

第１項　礼拝の実施はバロン、マグナートと平貴族にとり、また同じく自由都市と王国の全ての身分にとり、自らの所領と王国の所領において（自由となるように）。さらに、ハンガリーの兵士にも王国の国境守備地において各々自らの宗教と信条に応じて（礼拝の実施が自由となるように）。また、自発的かつ強制されることなく受けいれることを望むならば、（礼拝の実施は）市場町と村落にとっても同様にあらゆるところで自由となるように。そして何人もその（礼拝の）自由な利用と実施において何人をも妨げることのないように。

第２項　諸身分間で起こりうる敵意と争いの回避のため、次のように決定する。すなわち各々の宗派が自らの信仰を奉ずる上位者あるいは監督を持つようにと[29]。

『法令』の冒頭に述べられているように、『法令』は『和約』をもとに作成されたものであり、この２つは内容上のみでなく表現の上でも似かよっている。この２つの条文の中心的な内容は、「すべての身分」がそれぞれの信条に応じて礼拝を行うことができ、誰もこれを妨げることはできないという点にある。これについて『和約』と『法令』は、自由にあずかる身分と場所を具体的に列挙している。また、宗派名が明記されていない点、適用についての言及がない点など、具体性に欠けるという面でも両者は共通した性格をもっている。もっと

28　*“Ad primum articulum. Quantum itaque ad religionis negocium attinet, non obstantibus prioribus pro tempore constitutionibus publicis, sed neque articulo postremo anni millesimi sexcentesimi qarti (cum is extra diaetam et sine regnicolarum assensu adiectus fuerit, et propterea etiam tollitur) deliberatum est, ut iuxta Sacrae C(eae) R(iae)que M (tis) priorem resolutionem, ad quam se regnicolae in sua replicatione referunt, nimirum: quod omnes et singulos status et ordines intra ambitum regni Hungariae solum existentes, tam magnates, nobiles, quam liberas civitates et oppida privilegiata immediate ad coronam spectantia, item in confiniis quoque regni Hungariae milites Hungaros, in sua religione et confessione nusquam et nequaquam turbabit, nec per alios turbari aut impediri sinet: verum omnibus praedictis statibus et ordinibus liber religionis ipsorum usus et exercitium permittetur, absque tamen praeiudicio Catholicae Romanae religionis, et ut clerus, templa et ecclesiae Caholicorum Romanorum intracta* et libera permaneant, atque ea, quae hoc disturbiorum tempore utrinque occupata fuere, rursum eisdem restituantur.”*, Gooss, *Österreichische Staatsverträge*, pp.342.（*この単語をintracta ととると前後の意味が通じなくなる。*MOE*, vol.12及び*Corp.Jur.* 1608-1657 では、intacta となっており、訳出はこちらに拠った。）

29　*“Articulus1. De negotio religionis.*
Quantum itaque ad primum constitutionis Viennensis articulum attinet; deliberatum est per status et ordines inclyti regni Hungariae:
***§**.1. Ut religionis exercitium, tam baronibus, magnatibus, nobilibus, quam etiam liberis civitatibus, ac universis statibus, et ordinibus regni, in suis, ac fisci bonis; item in confiniis quoque regni Hungariae, militibus Hungaris, sua cujusque religio, et confessio; nec non oppidis, et villis eam sponte, ac libere acceptare volentibus, ubique liberum relinquatur: nec quisquam omnium in libero ejusdem usu, ac exercitio, a quoquam impediatur.*
***§**.2. Quinimo ad praecavenda inter status, et ordines aliqua odia, et dissensiones; ut quaelibet religio; suae professionis superiores, seu superintendentes, habeat; statutum est.” Corp. Jur.* 1608-1657, pp.8-9.

も、ここで対象とされる宗派が福音派と改革派であったことについては、法令制定に関与した者たちの間に共通認識があったと考えられる。『和約』と『法令』の制定過程の文書では、たびたびこの2宗派の名指しでの承認が問題となっているからである。したがって、問題となったのは宗派名を明記するか否かであり、宗派の範囲ではなかった(30)。

一方、『和約』と『法令』の相違点としては、第一に、前者が戦争後の和約としての性格上、戦争の直接の原因となった1604年法令第22条やそれ以前の法令の撤廃について述べている点、また国王を名指しして介入を禁止している点を指摘できる。第二に、『法令』には『和約』に見られたカトリック教会への特別の配慮はみられず、かわって新教諸派の監督を設置することが認められていることを指摘できる。第三に、自由を享受しうる身分や場所の列挙についての表現上の違いが目をひく。特に注目されるのは『法令』における「村落」への言及である。『和約』では、貴族と都市、王冠に直属する市場町のみが挙げられているのに対し、『法令』では「自発的かつ強制されることなく受けいれる」事を条件に「村落」にも自由が認められている。また、「市場町」に関しては「王冠に直属する特権を与えられた」という限定的な修飾句が見られなくなっている。条文の内容から知られる事実は以上である。

第二節　研究者による『和約』と『法令』の解釈

1608年法令第1条についてのこれまでの研究は、改宗権が農奴身分にあったか否かに関心を集中させてきた。このため、それらの研究は、法文中に見られる「村落」という言葉の理解に焦点を定めて議論を展開した。以下では、まずこれらの研究を史料的根拠にあたりつつ検討し、そうしたアプローチが抱える問題点を指摘する。

（1）Szekfű=Szabó の法令解釈

法令における「村落」という言葉を農奴の改宗権の問題として扱った最初の研究者は恐らくGy.Szekfűである(31)。彼は『和約』と『法令』を比較し、両者において「信教の自由」を享受しうる主体が違うことを強調する。これについての彼の説明をみてみよう。先に確認したように、『和約』の当該部分には「マグナートと平貴族、ならびに自由都市と王冠に直属する特権を与えられた市場町」と「ハンガリー王国の国境守備地にいるハンガリーの兵士」が列挙されており、「村落」への言及はない(32)。Szekfűはこれを次のように説明する。『和約』は貴族や都市の宗教問題に王権が介入する可能性を排除したが、領主には領民の宗派を決定する権利を与え、あるいはこれまでどおりに温存した。確かに、『和約』は誰が「村落」の宗

30　たとえば1604年4月に作成されたボチカイの要求書（本稿106頁に引用した史料）では「ルター派」と「ヘルヴェティア派」に自由を求めている。また、国王側の作成した和約草案の一つには、「これまで（新教諸派の）説教師の影響下になかったところには、ルター派あるいはカルヴァン派の説教師たちを連れていかないように」との一文も見える。*MOE*, vol.12., p.502. 一方、1606年4月の議会に参加したトランシルヴァニア公国の代表団が、宗派名の列挙に「アリウス派」（ユニテリアン）を加えるよう提案したが、議会の要求には取り入れられなかった。*MOE*, vol.11 627-628, 829.

31　Hóman, Bálint and Szekfű, Gyula, *Magyar történet*［ハンガリー史］, (Budapest, 1935) vol.3, pp.386-389; vol.4, pp.95-109.

32　本稿100-101頁を参照。

派を決定するのかを明確にしてはいないが、領主が村落住民の宗派を決定することは領主の有した「教会保護権」を背景に自明のことと考えられたのだという。これに対して、『法令』は「村落」という言葉の挿入により、領主の教会保護権という「身分制的拘束」を破って「村落」住民たる農奴にも「信教の自由」を認めたのであった(33)。

このように、Szekfűによれば『和約』と『法令』の間には根本的な違いが存在している。それではこのような変更が加えられた原因は何であったか。Szekfűは、その最大の要因を「ボチカイ議会」(34)におけるハイドゥー(35)と改革派説教師の影響力の大きさに求めている。すなわち、ハイドゥーは領主所領に定住した時にも領主の信仰を強制されない自由を、また説教師はカトリック領主下の「村落」において自由に司牧活動を行いうる自由を要求したというのである。彼らは和約成立直後の議会で『和約』への不満を表明し、「村落」という言葉の挿入を要求したという。

こうしたSzekfűの考え方は、その後I.Szabóに受け継がれ、補強された。1948年に公刊されたSzabóの著作はその一章を「農奴の宗教問題」にあてている(36)。その中でSzabóは1608年法令の問題についてSzekfűとほぼ同様の見解を示している。彼の主張は次のようである。『和約』は農民の宗教的信条を裁定する権利について明言したわけではなかったが、ハンガリー身分制の歴史的構造を前提とすれば、この権利が実質的に貴族の領主権と結びついていることはいうまでもないことである。これに対して、『法令』は領主所領の市場町と「村落」に、すなわち「農民という立場にあり領主の拘束の下に暮らす社会階級」である農奴に自由を認めた。このように、Szabóもまた『和約』に対して『法令』が大きな変更を含んでいると考えたのである。この変更の結果、『法令』は矛盾を孕むものとなった。というのも、法令は領主と領民の双方に改宗権を与えたからであり、領主と領民の宗派が異なった場合にはこの矛盾が表面化することになったという(37)。

このような矛盾を孕んだ「村落」という言葉が挿入された要因として、SzabóはSzekfűと同様にハイドゥーと改革派説教師の役割を重視する。ただしSzabóはそうした要求が議会で諸身分に受けいれられた理由にも注意を払っている。その説明によれば、新教諸派の諸身分が彼らの要求を取り入れたのは、これによって国王とカトリック高位聖職者の支配下の住民をも新教諸派の陣営に引き込む可能性が開かれると考えたためであった。したがって、当時圧倒的に優勢であった新教諸派の諸身分が「村落」の挿入に同意したとき、彼らは自らの所領の住民を想定していたわけではなかったのである(38)。

33 Hóman and Szekfű, *op.cit.*, vol.3, pp.317-318.

34 「ボチカイ議会」とは、ボチカイ蜂起後の1604年11月から1606年12月までの間、ボチカイが召集した議会を指す。

35 ハイドゥー hajdú とは、牛の輸送や盗賊行為、私兵活動などを行った社会集団を指す。ハイドゥーは法的身分ではなく、ハイドゥーと呼ばれた人々の中には牛飼いや逃亡農民、零落貴族など出自を異にする人々がいた。彼らは16世紀末には内部に独自の指令系統を作って軍事力としての重要性を帯びるようになり、ボチカイ解放戦争においては主要な戦力となった。ハイドゥーに関しては、次の研究が最もスタンダードなものである。 Rácz, István, *A hajdúk a 17.században* [17世紀におけるハイドゥー] (Debrecen, 1969). 邦語では、戸谷浩「ハイドゥー研究における『断絶』と『不整合』—近世ハンガリーにおける社会集団ハイドゥーへの“定説”を踏まえて—」『史潮』新29号、1991年、61 - 74頁。

36 Szabó, István, "A jobbágy vallásügye 1608-1647 [農奴の宗教問題 1608年-1648年]," in Idem, *Tanulmányok a magyar parasztság történetéből* [ハンガリー農民史論集] (Budapest, 1948), pp.203-264.

37 *Ibid.*, pp.217-231.

38 *Ibid.*, pp.210-215.

以上に要約したように、Szekfűと Szabó は『和約』と『法令』の差異を重視し、後者が慣習法としての「教会保護権」に反する形で領主所領の「市場町」や「村落」に自由を認めたと考えた。しかし、このような彼らの主張は必ずしも確固とした史料的根拠を持つわけではない。「村落」の挿入に関する 2 人の見解は、以下の 3 つの史料に基づいている。そのうちの 2 つは、1606 年 8 月と 12 月にカッシャで開かれた議会の決議であり、『和約』第 1 条に関して次のような変更を要請している。

「皇帝にして国王である陛下がハンガリー王国の諸身分に信教の自由を与えた第 1 条において、王国諸身分の個別の列挙に平民身分の人々が省略されているので、王国住民はここに村落という語が付加されることを要望する。」
「礼拝の実施が村落においても他の地と同様になされうるよう、村落という語が付加されるべきである。」(39)

今一つは、恐らくこの決定を受けて 1608 年議会で提出された国王への請願書であり、そこにも「村落」の挿入についての要求が見られる(40)。

これら 3 つの議会の決定や請願書は、確かに『法令』における「村落」という言葉の挿入が明確な意識をもって行われたことを示す貴重な史料である。ただし、残念ながらこの 3 つの議会のいずれについても「村落」の挿入が決定されるまでの議論の様子は知られていない。したがって、『和約』が領主の権利の温存を意図したとする見方やハイドゥーと説教師が「村落」という言葉の挿入を要求したとする見方は、直接の史料的根拠を持たない仮説であることがわかる。ハイドゥーや説教師については、それら 3 つの議会に参加していたかどうかすら確認できないのである(41)。このような史料的根拠の薄弱さをつき、新しい解釈を試みたのが K.Péter である。

（2）Péter の法令解釈

Péter が 1977 年に発表した論文(42)は、それまで広く受けいれられていた Szekfű=Szabó 説を批判し、その後現在に至るまでの通説的見解を形成した重要な研究である。彼女は『和約』と『法令』の背後に一貫した意図の存在を指摘した。その意図とは、農奴の宗教問題に関して「支配（すなわち領主）が中央権力（すなわち国王）のあらゆる介入を強固に排除

39　*MOE*, vol.12, p.629, 735.
40　この請願書は、少なくとも 2 度にわたって提出された。この 2 つの請願書に見られる「市場町と村落もまた、自発的かつ強制されることなく望むならば…」という表現は、法令にそのまま取り入れられた。Magyar Országos Levéltár. Regnicolaris Levéltár. N.114.Kovachich Márton György gyűjteménye és Acta Diaetalia. vol.16, p.42 (1608.oct.31.), p.47(1608.nov.14.).
41　1606 年から 1608 年の間におけるハイドゥーの議会出席の有無を史料から確認することは難しい。最近出版された近世ハンガリー王国の概説書では、ハイドゥーが参加していたとの記述が見られるが、史料的根拠は示されていない。R.Várkonyi, Ágnes, *A királyi Magyarország 1541-1686*［ハンガリー王国 1541 年-1686 年］(Budapest, 1999), p.72.
42　Péter, Katalin, “Az 1608.évi törvény és a jobbágyok vallásszabadsága［1608 年法令とヨッバージュの信教の自由］,” *Századok* 111(1977), pp.93-113. 後に Idem, *Papok és nemesek: Magyar művelődéstörténeti tanulmányok a reformációval kezdődő másfél évszázadból*［司祭と貴族．宗教改革以後 1 世紀半のハンガリー文化史論集］(Budapest, 1995), pp.129-151 に収録。本稿での頁数は後者による。

し」、自らの決定権を確保するというものである(43)。このように理解するとき、『法令』は農奴の移転を「貴族の県」に委ねた同法令第13条と同様、農奴関連条項の一部としての性格を持つものと理解できるという。

まずPéterによる『和約』解釈をみておこう。『和約』の理解については、PéterもSzekfűやSzabóとほぼ同様の見解をとっている。すなわち彼女も『和約』の意図が「教会保護権」を自明の前提とした領主の改宗権の確保にあったとみているのである。ただし、彼女の解釈は和約の作成過程における草案を丹念に分析した結果得られたものであり、彼らに比べてより厳密である。

ウィーンにおける交渉過程で度々作成された『和約』草案を比較すると、次の3点が明らかとなる(44)。第一に、国王側が作成した草案ではそもそも身分の列挙の部分はなく、単に「すべての身分」という表現がとられていたにすぎなかったこと。第二に、これに対して議会代表のイーレーシュハージ(45)は2度にわたって身分の列挙を試み、この結果、「マグナートと平貴族、ならびに自由都市と特権を有する市場町」、「ハンガリー王国の国境守備地にいるハンガリーの兵士」という具体的な表現が条文中に盛り込まれることになったこと。第三にこれに続いて国王側が「特権を有する市場町」という言葉の前に「王冠に直属する」という修飾句を付け加えたこと、以上である。

Péterはこれらの事実を、イーレーシュハージが意図的に領主所領の農奴を法令の適用範囲から除外しようとした証拠としている。また、SzekfűやSzabóが『和約』がハイドゥーや説教師の影響力の強い「ボチカイ議会」の要求に沿ったものではなかったとするのに対し、Péterはイーレーシュハージの意図が「ボチカイ議会」の要求と完全に一致していたと主張する。その根拠として、彼女は、以前に「ボチカイ議会」が決定した次のような要求書の表現との類似を指摘している。

> 「…この国の全ての場所で、また自由で城壁を備えた都市、王冠に属する市場町で、全ての自由で同意を得た宗派（の礼拝）を現行の慣行に従って確かなものとして実施するように…」(46)

ここに見られるように、「ボチカイ議会」はそもそも農奴に「信教の自由」を与えることを意図していたのではなく、専ら国王の介入可能と思われる地域に関して国王の介入の排除を要求しただけであった。この点において「ボチカイ議会」とイーレーシュハージら代表団の意図にずれはなかったという。

次に『法令』における「村落」の解釈について。上に見たように、「ボチカイ議会」と議会代表団の見解が一致していたのならば、なぜ『法令』では「村落」という言葉が挿入されたの

---

43 *Ibid*., pp.146-151.

44 *MOE*, vol.12, pp.501-510, 512にはウィーンでの交渉過程で作成された9通の草案（最終草案を含む）が収められており、そのうちの4通については原史料の複写が添付されている。ここから修正·変更の過程を比較的詳細にたどることができる。

45 Illésházy, István(1540-1609)。ハンガリー王国の西部の最有力貴族の一人であったが、ルドルフと対立し、1603年には所領を没収されポーランドに逃亡していた。ボチカイの蜂起後に帰国し、ボチカイ側に立って和平交渉を指揮した。

46 *MOE*, vol.11, pp.812.

か。この問題に答えるために、Péterは「村落」という言葉がすでに交渉の初期段階でボチカイが作成した文書に現れていたことに着目した。ボチカイの要求書は次のようなものである。

> 「…ルター派とヘルヴェティア派（すなわち改革派）、ローマの宗教が、この国のあらゆる身分の間で（その宗派に）留まりたいと望む者に自由であるように。宗派に応じて自由に説教を聞くこと、説教師を維持することは、全国の城壁を備えた都市と市場町、城塞、村落において各々の自由裁量によるように。一方、この要求された信教の自由が掘り崩されることなく保たれるべく、陛下は『ルター派は火刑に付されるべし』という時代おくれの法条項と、かつてポジョニュ（議会）の最終決定に王国（住民）の認知と同意なしに付加された最終条項をともに消去し取り去るように…」(47)

ここでは、福音派と改革派に関して都市と市場町、城塞とともに村落においても礼拝を実施する自由が述べられている。Péter はこれを次のように説明する。この文書の作成にあたってボチカイの念頭にあったのは 1525 年法令第 4 条と 1604 年法令第 22 条であった。それらの法令では、身分や場所の区別なく新教諸派を奉ずることが厳重に禁止されている。ボチカイの要求がすべての身分の者に「信教の自由」を求めたのは、これらの法令を想定していたからであった(48)。しかし、その場合の「信教の自由」とは、誰でも国王の介入を受けることなく新教諸派を奉じることができるという意味での自由であり、農奴が領主と異なる宗派を自由に選択できるという一般的な「信教の自由」ではなかった。『和約』作成にあたったイーレーシュハージは、当時の慣行を考慮して領主下の市場町や村落への言及は不必要と考えたのに対し、法制定に不慣れなその他の諸身分はこの省略に不安を感じ、「村落」という言葉の挿入を要求したという(49)。こうして、『和約』と『法令』はいずれも領民に領主と異なる宗派を選択する権利を与えたものではなかった点で一貫したものであったという。

第三節　法令制定者の意図

次に、これらの研究が持つ問題点を 2 点指摘して、筆者独自の解釈を示してみたい。第一点目は法令制定目的に関する重点の置き方の問題である。従来の説は、『法令』の主眼が農奴問題にあったかのような見方をしている。こうした見方はPéterに至って決定的となったのだが、彼女の見解はやや行きすぎと思われる。法令制定過程を概観すれば、法令制定の本来の目的が王国自由都市問題の処理にあった事は明らかだからである。まずこの点を確認しておきたい。

すでに見たように、ボチカイ解放戦争の直接の原因となったのはカッシャ市の教会堂占拠とこれを発端とした1604年議会決議の改竄問題であった。この問題をめぐる議論において、国王側は王国自由都市を国王の家産とみなす考え方を打ち出し、都市の宗教問題についての決定権を主張した。これに対して、都市と貴族たちは都市の自由を主張するため「王冠の理念」に拠りつつ自らの立場を示し、真っ向から対立したのである。こうした国王と諸身分の

47　*Ibid.*, pp.437-438.
48　Péter, “Az 1608.évi törvény”, pp.136-138.
49　*Ibid.*, pp.143-145.

見解の相違が最もはっきりと現れているのは、1606年9月に北部諸県の代表者を召集したガールセーチ地区議会での応答である。

北部ハンガリー総司令官ジャコモ・バルビアーノの召集によりガールセーチに集結したハンガリー北部・北東部の貴族と都市の代表は、オスマン軍との戦闘に備えた牛馬と食料の供出問題について議論した後、宗教問題をも俎上にのせた。彼らは、バルビアーノと配下のワロン人兵が王国自由都市カッシャを始めとする「国王陛下の忠実な臣下」の財産や特権を侵したこと、それのみでなくまた、先ごろの議会で不当に挿入された第22条に拠りつつ、宗教上の権利をも侵して説教師の活動を妨げていることを確認し、これに抗議する決定を下した(50)。この決定は直ちに3名の使節によりバルビアーノに届けられたが、この使節とバルビアーノの討議のなかで両者の見解の相違が明確な形をとって現れた。この使節の報告(51)によれば、宗教問題の決定に関してバルビアーノは自らが君主の命令にしたがって行動する臣下でしかないこと、被害に遭った者は反抗者や不服従者であり反逆罪に値する者であったことを述べた後、次のように反問した。

「(国王) 陛下は自らの農奴に関して自由ではないのか。陛下にはその所領において望みの聖職者を置く権利がないのか。汝らのうち都市や村落を所有する者は、その所領のうちで望むように行動するのではないのか。汝らの農奴は汝らの行いに異議を唱えるというのか。」

これに対し、使節は次のように答えたという。

「農奴と自由都市の間には相違がある。彼ら (農奴) は我々にとり現実に農奴であり、所有物であるが… (自由都市は) 我々支配者たちと同等の自由を持つゆえに自由都市と呼ばれるのであり、その自由は同じものである。(自由都市は) 国王の私有財産でなく王冠の財産である。それらは王国の柱であり王国の成員なのである。」(52)

バルビアーノが王国自由都市を国王の所有物と前提したうえでこれに関する自由裁量を主張しているのに対し、ハンガリー側の使節は「王冠の観念」に基づきその不当性を訴えているのである。この時期、「王冠」という言葉は国王側によっても用いられているが、「王冠」を国王と分離した「国家」の象徴とし、「王冠」の所領＝「国家」の所領とみなす伝統的見解は、「王冠」を王権の象徴とする国王側の見解と相容れなかった。ここでの対立は、両者の「王冠」理解の相違という形をとって現れているのである(53)。なお、上記のやりとりにおいて両者はともに「農奴」を引き合いに出しており、「農奴」に自由がないことは議論の前提となっているように見える。この点は第二の問題点と絡んでいると思われるのでここでは

50 *MOE*, vol.10, pp.588-591.
51 *Ibid*., 594-598. なお Benda, *Habsburg-abszolutizmus*, pp.5-8, 39 をも参照。
52 *MOE*, vol.10, pp.596-597.
53 王冠を国家の象徴とし、国王とすべての貴族により王冠が構成されるとする考え方は、近世に現れ、Werbőczy István の『三部法書』に明確な形で表現された。ここでは、王国自由都市をも王冠の成員とみなしている点で、Werbőczy よりも広い王冠理解が表明されている。Eckhard, Ferenc, *A Szentkorona eszme története* [聖なる王冠の観念の歴史] (Budapest, 1941), pp.211-239.

詳述せず、その問題が議論の主題ではないことのみを確認しておくことにする。その後、解放戦争が拡大するに伴い王国自由都市の処遇をめぐる問題は「王冠に直属する」地域全体をめぐる問題へと発展するが(54)、ここにみた基本的な対立の構図は変化していない。和約作成時に「王冠に直属する」という言葉が別途挿入されたのは、この点に関する両者の合意を示すものと考えることができる。

第二点目は「村落」という部分をどのように理解するかという問題である。Péterの説は1608年法令第1条を同法令第13条の農奴移転規定と対比させて説明した点に最大の特色があった。第13条が「貴族の県」に農奴移転の決定権を与えたように、第1条は領主の「教会保護権」を背景に改宗権を貴族に委ねたとする彼女の説明は、現在なお受けいれられているように見える(55)。しかし、この2つの条項を農奴の身体面と精神面に関する一対の規定と考えることは、次の理由から受けいれられない。まず、そもそも第13条と違って第1条には「貴族の県」への言及がない。これは自明のこととして省略されたとは思われない。というのも、実際に17世紀前半の「貴族の県」で定められた条例をみても、農奴の改宗問題に関する項目は皆無だからである(56)。このことは、第13条に則り「貴族の県」で多くの農奴移転条例が制定されたことと対照的である。次に、上のようなPéterの考え方は、領主の「教会保護権」が自明の前提であったという想定に立ったものであるが、この想定自体も実は疑わしいのである。そもそも、Péterはこの点について確たる史料的根拠や典拠を記していない(57)。近年の事例研究の進展は、むしろ「教会保護権」と改宗権を直結させる見方に修正を迫るものとなっている(58)。例えば、Péter自身が行った北西部の市場町シャーロシュパタクの事例研究では、カトリックに再改宗した教会保護権者のもとで改革派の会衆が数十年間に渡り教会堂を使用し、礼拝に参加していたことが明らかにされている(59)。最後に、これが最

54 「王冠に直属する」地域とは、国王の直轄所領のみを指したわけではない。これが具体的にどの地域を指すのかについては、1514年法令第3条「王冠に属する財産と収入の列挙」から知ることができる。これによると、8つの王国自由都市とこれに準ずる7つの都市、クマン人とヤース人の全居住地、ヴィシェグラードとその周辺の島々、鉱山都市、若干の城などが「王冠の領土」に含まれるとされている。*Corp.Jur.* 1526-1608, pp.708-709.

55 例えば、Makkai, László, "Az ellenreformáció és a harmincéves háború. Az erdélyi fejedelemek habsburg-ellenes küzdelmei 1608-1648［対抗宗教改革と三十年戦争．トランシルヴァニア公の反ハプスブルク闘争1608年-1648年］," in R. Várkonyi, Ágnes, ed., *Magyarország története,* pp.577-578.

56 ここでは、次の史料集に収められた条例を検討したのみである。したがって、この点については議事録まで含めたさらなる検討が必要である。Kolosvári, Sándor and Óvári, Kelemen, eds., *Corpus Statutorum Hungariae: Magyar törvényhatóságok jogszábalyainak Gyűjteménye*［ハンガリー地方自治行政府の条規集］, 2-5 vols.(Budapest, 1890-1904).

57 Péterが挙げるのは1604年の「ボチカイ議会」で作成された「神と全キリスト教世界へむけたハンガリー王国、特に北部ハンガリーの不平、嘆願、抗議」と題するパンフレットの次のような部分である。「ハンガリー王国の最も重要な自由のひとつは、いかなる領主や貴族でも自らの所領では自由に支配することができ、王であれ高位聖職者であれ領主が招かないのにその所領に聖職者を置くことはできないというものである。マグナート、平貴族、その他の領主、自由都市はハンガリー王冠の成員としてこの権利を自由に、そして平穏に享受していた。」*MOE*, vol.10, pp.175-176. しかし、このパンフレットはルドルフの圧政を非難するために国外にむけて書かれたものであり、ハンガリー国内の状況の忠実な反映とみなすことには留保が必要である。

58 例えば、Fazekas, István, "Dorfgemeinde und Glaubenswechsel in Ungarn im späten 16. und 17.Jahrhundert," in Bahlke and Strohmeyer, eds., *Konfessionalisierung im Ostmitteleuropa*, pp.339-350.

59 Péter, Katalin, "A jezsuiták működésének első szakasza Sárospatakon［シャーロシュパタクにおけるイエズス会の活動の第1期］," in Idem, *Papok és nemesek*, pp.186-199; Idem, "A református gyülekezet első száz éve Sárospatakon［シャーロシュパタクにおける改革派会衆の最初の100年間］" in Glátz, Ferenc, ed., *A tudomány*

大の問題と思われるのであるが、Péterを含めたこれまでの研究者が『法令』に見られる「村落」という言葉を「農奴」に置き換えて理解している点があげられる。これを説明するためにPéterは本文中でとりあげた1606年8月議会の決議（『和約』において「平民plebus」が抜け落ちているので「村落villa」を挿入する）(60)を引用している。しかし、この文言は「村落」に「平民」が居住することを示すのみであって、共同体としての「村落」が「農奴」と同じであるとする根拠とはならない。

それでは『法令』における「村落」という部分はどのように理解したらよいのだろうか。最後にこれについて筆者の考えるところを示したい。ただし、各研究者の指摘するように1608年議会の関連史料ではこの問題についての直接の議論の跡が見られないため、以下の記述も傍証を交えた推論にとどまらざるをえない。

第一に、『和約』や『法令』の背景となる当時の社会的秩序を考える際に、領主の「教会保護権」のみでなく共同体としての「市場町」や「村落」の役割をも考慮する必要があると思われる。一般に、この時代のハンガリーは「再版農奴制」あるいは「土地緊縛制」の時代と特徴付けられるように、法的に領主・農奴関係が確定され、それまでの自治的な共同体の諸権利も徐々に掘り崩されていったとされる(61)。しかし、こと宗教面においては共同体の権利はこの時代むしろ強化されたようにみえる。カトリックの教会制度が壊滅的状態にあった16世紀後半から17世紀初頭において、教会を運営し、聖職者を維持していくために共同体の果たす役割はますます重要となったであろう。こうした共同体の権利を示す一例として、牧師選出の問題を挙げることができる。最近の研究では、中世のハンガリーにおいて市場町や村落共同体が司祭選出など教会運営に果たした役割が明らかにされつつあるが(62)、そうした権利は新教諸派のもとでも存続し、教会側によって明文化され、保障もされた。16世紀後半に各地の教会会議で作成された教会規定をみると、その多くに共同体の牧師選出について定めた規定を見出すことができるのである(63)。教会の運営において「村落」や「市場町」を単位とした会衆共同体が一致してあたる方針は、福音派や改革派の教会規定に共通してみられるものである。したがって、「村落」を法令に挿入することは、それほど異常な出来事であったとは思われない。『法令』がルドルフ統治下で混乱した宗教的秩序の再建をめざしたとすれば、既存の秩序形成に一定の役割を果たしていた共同体としての「村落」への配慮はむしろ自然なことのように思われる。

第二に、しかし、このような共同体の権利や領主と共同体の関係は、ハンガリー王国内で一様であったわけではないだろう。共同体を取り巻く状況は、ハンガリー王国内の各地域に

---

szolgálatában: Emlékkönyv Benda Kálmán 80. születésnapjára［学問に仕えて．ベンダ・カールマーン生誕80年記念論文集］(Budapest, 1993), pp.113-122; Idem, "Tolerance and Intolerance in Sixteenth-Century Hungary," in Ole Peter Grell and Bob Scribner, eds., *Tolerance and Intolerance in the European Reformation* (Cambridge, 1996), pp.249-261.

60 本稿104頁を参照。

61 Szabó, István, "A parasztfalu önkormányzatának válsága az újkorban［近代における農村自治の危機］," in Idem, *Tanulmányok a magyar parasztság történetéből* (Budapest, 1948), pp.265-310.

62 Kubinyi, András, "Plébánosválasztások és egyházközségi önkormányzat a középkori Magyarországon［中世ハンガリーにおける教区司祭の選出と教区共同体の自治］," in Idem, *Főpapok, egyházi intézmények és vallásosság a középkori Magyarországon*［中世ハンガリーにおける高位聖職者・教会組織・信仰心］(Budapest, 1999), pp.269-286.

63 Kiss, Áron, ed., *A 16.században tartott magyar református zsinatok végzései*［16世紀に開かれたハンガリーの改革派教会会議の決定］(Budapest, 1881)所収の各教会会議の決定を参照。

おいて所領構造の違いや歴史的・政治的諸要因に左右されて当然異なっていたと想定される。あくまでも推論の域を出ないが、こうした地域的な環境の相違が、『和約』と『法令』の相違の背景にあったと考えることができるのではないだろうか。これまで指摘されてこなかったが、『和約』に「村落」の挿入を要求した1606年の2度の議会にはいずれも東部諸県のみしか参加していなかった。ウィーンでの『和約』草案作成後、イーレーシュハージは西部諸県のみに草案を回覧し、独自に西部地域の諸身分の同意を得ようとした。これに対してボチカイは、不信感を表明して西部諸県の代表者を召集しなかったのである(64)。さらに、この2つの議会の決定を受けて1608年の戴冠前議会の請願書では「村落」の挿入がみられるが(65)、これも東部諸県の主張であったと考えられる。というのも、1607年と1608年議会に各県の代表者が持ち寄った委任状を見てみると、「村落」挿入の要求はトレンチェーン県、アバウイ県、セペシュ県という北部・北東部の3つの県の委任状にのみ確認できるからである(66)。以上の2点から、「村落」という言葉の挿入は、北部・北東部の諸身分が共同体としての「村落」の既存の権利に配慮しつつ要求したものであった、と推定することができる。

おわりに

1608年法令第1条はハンガリー王国で初めて「信教の自由」について定めた画期的な条項であったが、その内容は具体性を欠き、それゆえ研究者の解釈も分かれた。SzekfűやSzabóは『和約』と『法令』を一般的な改宗権の所在についての規定と捉えたため、彼らにとっては『和約』に見られなかった「村落」という言葉が『法令』に現れたことは、『法令』が農奴にまで宗派選択の自由を拡大したことを意味した。一方、Péterによれば、『法令』における「村落」への言及は、新教諸派の領主の支配下の農奴が新教諸派に留まりうることを示すだけであり、農奴の改宗権の保障を意味したものではなかったとされた。

こうした法令の解釈をめぐる見解の相違は、現代の研究者たちの間でだけ見られたわけではなかった。1610年代末から、議会参加者たちの間でも『法令』の解釈をめぐって論争が始まった。この頃始まる西部の大貴族の再カトリック化により勢力を回復し始めたカトリック陣営は、それら大貴族の支配下の住民を強制的にカトリックへ改宗させようと試み、その行為を正当化するために「教会保護権」をもちだした。これに対して、新教諸派陣営は『法令』における「村落」に言及し、カトリック大貴族の行為を違法なものとした(67)。ここにおいて、1608年の時点では曖昧な形で決定された「村落」の「信教の自由」をめぐる見解の相違が表面化したのである。

本稿では、このような解釈の相違を生み出す曖昧な『法令』が制定された背景として、市場町・村落共同体の権利の存在とその地域差を考えた。こうした市場町・村落共同体の権利

64　*MOE*, vol.12, pp.534-536, 543-544.
65　本稿註40を参照。
66　Benda, Kálmán, ed., *MOE* 1607-1608 (手稿), "Trencsén megye utasítása országgyűlési követeinek" (1607.júl.12), "Abaúj megye utasítása országgyűlési követeinek" (1607.júl.23), "Szepes megyei utasítása országgyűlási követeinek" (1607.aug.6).
67　Szabó, István, "A jobbágy vallásügye", pp.231-256..

は既存の宗教的秩序の中で一定の役割を果たしており、法令制定に携わった者の一部はこれを考慮して『和約』に「村落」という言葉の挿入を要求したと考えたのである。本論では、1608年議会について利用しうるわずかな史料から、これをハンガリー王国北東部の諸身分の要求と推定したが、この点についてはさらなる検討が必要である。今後の研究課題としては、こうした地域的相違を考慮しつつ、宗教改革を経て各地域社会で形成された宗教的秩序がいかなるものであったのかを具体的に探っていく作業が残されている。その際には、「村落」のレベルまで降り立った分析が必要であろう。とりわけ、本論でも言及したように、牧師の選出や扶養をめぐる問題や教会施設の利用をめぐる問題において、領主と共同体がどのような関係を結んでいたかを明らかにすることが、問題の解明に有効な視点を提示しうると考えられる。

Religious Liberty in Early Modern Hungary
— An Interpretation of the Act on Religious Liberty, 1608—

IIO Tadaki

In Habsburg Hungary, the religious liberty of all estates came into force by the Act of 1608. This article was enacted in the years of crisis of the Habsburg rule, and had been valid, with a little modification, until the end of the 17th century.

It has been proposed that this article, accordant with the system of "Neo-Serfdom," gave the religious liberty only to the feudal lords and free royal towns, not to the serfs. In the struggle between the foreign dynasty and domestic feudal lords, the former gave up to intervene in the affairs of serfs. On the other hand, feudal lords reinforced the power on their serfs not only in the physical, but in the spiritual sphere too. For feudal lords, their privilege on religious affairs was self-evident on the premise that they assigned to themselves the power of exercising the right of church-patron.

This paper aims at questioning this established account and pointing out two central problems. First, this account regards the act as a part of the regulation of serfdom. Investigating the process of enactment, however, it appeared that the main issue was not on serfs but on the people who lived on those lands belonging to the crown. The second point of debate is about an understanding of the word "villa" [village]. This was interpreted as an expression of the right of non-Catholic church patron to keep their serfs on their side. However, concerning the understanding of the word "villa," we must take into consideration the discretionary power of congregation, which had been developed through late medieval times. As the role of congregation was diverged in each part of the state, there were frequent signs of clashes of opinions among Hungarian feudal lords on the question of the religious liberty of villages.

The Act of 1608 declared that the king could not interfere in religious affairs in Hungary, but the right of the villages was not denied. The relation between patron and congregation became a keen issue on the Diet after the 1610s, when the western magnates returned to the Catholic church, and friction between them arose again throughout the Kingdom.